

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）に基づく措置命令に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 31 年 2 月 20 日付けで行った法 7 条 1 項の規定に基づく措置命令（以下「本件処分」という。本件処分の内容は別紙のとおり）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

- 1 処分庁が指摘した不当表示は、請求人が提供する施術内容の一部であり、当サロンの施術内容は、被害クレームなど不満を受けたことは一切ない。また、指摘された内容は、警告頂いた平成 30 年 4 月に即刻取り消して改めている。
- 2 故意があって表示したわけではなく、先生の教えと先生が学んだ〇〇の〇〇の表現をそのまま信じて表示したものであり、あたかも詐欺をしたかのように周知することに納得できない。

処分庁は、複数の専門家の意見を聞いたと主張するが、具体的な人物、その根拠となった論文を示してほしい。

3 処分の内容は、一人でサロンを運営する請求人にとって破産をせまられるような厳しいものである。被害クレームなどがない上、他の立派なサロンを差し置いて、見せしめのように極小の弊社が処分されることに不服である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|----------------|--------------|
| 令和 元年 1 月 6 日 | 諮問 |
| 令和 元年 1 月 24 日 | 審議（第40回第2部会） |
| 令和 2年 1月 17日 | 審議（第41回第2部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の定め

ア 法5条（1号に係る部分に限る。）は、事業者は、自己の供給する商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認め

られる表示をしてはならない旨規定する。

イ 法 7 条 1 項は、内閣総理大臣は、法 5 条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる旨規定する。

また、同条 2 項は、内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が法 5 条 1 号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる旨、及び当該事業者が当該資料を提出しないときは、法 7 条 1 項の規定の適用については、当該表示は法 5 条 1 号に該当する表示とみなす旨規定する。

ウ 法 3 3 条 1 項は、内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する旨規定し、同条 1 1 項は、同条 1 項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる旨規定する。それを受けて、法施行令 2 3 条は、法 7 条の規定による権限に関する事務は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行う旨規定する。

(2) 運用指針

ア 目的

消費者庁は、法 7 条 2 項の運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するため、同項の運用について一定の指針を示すことを目的として、「不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 2 項の運用指針—不実証広告規制に関する指針—」（以下「運用

指針」という。)を定めている。

イ 法5条1号により禁止される表示

運用指針第1・2・(2)によれば、法5条1号により禁止される、実際のもの等よりも著しく優良であると示す表示とは、一般消費者に対して、社会一般に許容される誇張の程度を超えて、商品・サービスの内容が、実際のもの等よりも著しく優良であると示す表示であるとし、また、「著しく優良であると示す」表示に当たるか否かは、事業者の認識ではなく、表示の受け手である一般消費者に「著しく優良」と認識されるか否かという観点から判断されるほか、表示上の特定の文章、図表、写真等から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となるとする。

そして、運用指針第1・2・(3)によれば、消費者庁は、商品・サービスの表示について、法5条1項に該当するとして規制するためには、当該表示が実際のもとは異なるものであること等の具体的な立証が必要であるが、一方、消費者庁長官は、法7条2項により、当該表示をした事業者に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、当該事業者が当該資料を提出しないときは、消費者庁長官が上記の具体的な立証を行うまでもなく、当該表示は法5条1号に該当する表示とみなされることになり、法7条2項はこのような法律効果を発生させるものであるとする。

ウ 法7条2項により合理的な根拠を示す資料の提出を求める例

運用指針第2・2・(1)によれば、法7条2項に基づき、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることとなる商品・サービスの効果、性能の表示例として、鼻を高くする効果、食事制限を伴わない痩身効果などの具体的な表示例を挙げているが、資料の提出を求める対象となるか否かは、個別事案ごとに判断するものとする。

また、運用指針第2・2・(2)によれば、主観的、抽象的内容に関する表示であっても、当該表示が一般消費者にとって、当該商品・サービス選択の重要な判断基準となっていると考えられ、さらに加えて、具体的かつ著しい便益が主張されているなど、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良との認識を与えるようなものであれば、法7条2項に基づき合理的な根拠を示す資料の提出を求める対象となり得るとする。

エ 「合理的な根拠」の判断基準

(ア) 基本的な考え方

運用指針第3・1によれば、法7条2項の「合理的な根拠」の判断基準の基本的な考え方として、商品・サービスの効果、性能の著しい優良性を示す表示を行う事業者は、当該表示内容を裏付ける合理的な根拠をあらかじめ有しているべきであるとし、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求められた事業者が提出した資料（以下「提出資料」という。）について、合理的な根拠を示すものであると認められるためには、以下の2つの要件を満たす必要があるとする。

- ① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること。
- ② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること。

(イ) 「客観的に実証された内容のもの」

運用指針第3・2によれば、上記(ア)・①の「客観的に実証された内容のもの」とは、①試験・調査によって得られた結果、②専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献のいずれかに該当するものであるとする。

(ウ) 「試験・調査によって得られた結果」

運用指針第3・2・(1)・エによれば、上記(イ)・①の「試験・調査によって得られた結果」で、一部の商品・サービス

の効果、性能に関する表示には、消費者の体験談やモニターの意見等を表示の裏付けとなる根拠にしているものもあるが、これら消費者の体験談やモニターの意見等の事例を収集した調査結果を表示の裏付けとなる根拠として提出する場合には、無作為抽出法で相当数のサンプルを選定し、作為が生じないように考慮して行うなど、統計的に客観性が十分に確保されている必要があるとする。

(エ) 「専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献」

運用指針第3・2・(2)・アによれば、当該商品・サービス又は表示された効果、性能に関連する分野を専門として実務、研究、調査等を行う専門家、専門家団体又は専門機関（以下「専門家等」という。）による見解又は学術文献を表示の裏付けとなる根拠として提出する場合、その見解又学術文献は、以下のいずれかであれば、客観的に実証されたものと認められるとする。

- ① 専門家等が、専門的知見に基づいて当該商品・サービスの表示された効果、性能について客観的に評価した見解又は学術文献であって、当該専門分野において一般的に認められているもの
- ② 専門家等が、当該商品・サービスとは関わりなく、表示された効果、性能について客観的に評価した見解又は学術文献であって、当該専門分野において一般的に認められているもの

そして、運用指針第3・2・(2)・イによれば、特定の専門家等による特異な見解である場合、又は画期的な効果、性能等、新しい分野であって専門家等が存在しない場合等、当該商品・サービス又は表示された効果、性能に関連する専門分野において一般的に認められていない場合には、その専門家

等の見解又は学術文献は客観的に実証されたものとは認められないとする。

オ 表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出手続

運用指針第4・1及び2によれば、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出は、文書により、①当該事業者がした当該表示内容及び②資料の提出先及び提出期限を具体的に明確に記載して行うものとし、その提出期限は、提出を求めた日から原則として15日後であるとする。

カ 運用指針は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、上記イないしオの各定めは、法7条2項を運用するに当たっての指針として、合理的なものと認められる。

(3) 行政手続法の定め

行政手続法13条1項は、行政庁は、許認可等を取り消す場合等以外の不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、弁明の機会の付与のための手続を執らなければならない旨規定する。

2 本件についての検討

(1) 請求人は、平成28年6月13日から平成30年4月9日までの間、自社のウェブサイトにおいて、本件表示をしていたものであるが、その内容全体から一般消費者が受ける印象・認識は、本件役務の提供を受けることで、「頭蓋骨の歪みやずれが矯正されることにより、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのよう」に示すものであり、具体的かつ著しい便益が表示されているものとして、本件表示は、一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良との認識を与えるものといえる（第6・1・(2)・イ及びウ参照）。

(2) そこで、処分庁は、請求人に対し、法7条2項に基づき、文書により、本件表示の内容及び資料の提出先を示し、提出を求めた

日から15日後を提出期限として、合理的な根拠を示す資料の提出を求めたことが認められる（第6・1・(2)・オ参照）。

(3) 請求人は、平成30年11月14日、本件表示の合理的な根拠を示す資料として本件各資料を提出したものであるが、

ア 本件解説並びに本件資料①（ただし、下記イに係る部分を除く。）及び本件資料④は、本件役務に係る請求人の施術内容を示した解説及びそれを補足するために骨の構造等を示した資料であるが、本件表示に係る①試験・調査によって得られた結果、②専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献のいずれにも該当しないから、本件表示の合理的な根拠を示す資料とはいえない（第6・1・(2)・エ・(ア)及び(イ)参照）。

イ 本件資料①のうち「頭蓋骨が動く」旨の部分については、囲み部分で〇〇氏が提唱したとする説を紹介したものにすぎず、「専門家等が、当該商品・サービスとは関わりなく、表示された効果、性能について客観的に評価した見解又は学術文献」とは認められないから、本件表示の合理的な根拠を示す資料とはいえない（第6・1・(2)・エ・(ア)、(イ)及び(エ)②参照）。

なお、処分庁は、「頭蓋骨が動く」という概念は、医学界では一般的に認められているものとはいえないことを複数の専門家（医師）に確認している。

ウ 本件資料②及び③は、いわゆるMOOKという一般向け書籍で、骨気（コルギ）を特集した各記事を示したものであるが、いずれも骨気（コルギ）の施術及びその美容（小顔）効果について、関係者等が一般向けに紹介したものに過ぎず、「専門家等が、専門的知見に基づいて当該商品・サービスの表示された効果、性能について客観的に評価した見解又は学術文献」とは認められないから、本件表示の合理的な根拠を示す資料とはいえない（第6・1・(2)・エ・(ア)、(イ)及び(エ)①参照）

なお、処分庁は、骨を動かして顔の部位を変化させること

は、医学界では一般的に認められているものではないことを複数の専門家（医師）に確認している。

エ 本件資料⑤は、「利用者の感想」を複数示した資料であるが、統計的に客観性が十分に確保されている「試験・調査によって得られた結果」と認めるに足りる資料とはいえないから、本件表示の合理的な根拠を示す資料とはいえない（第6・1・(2)・エ・(ウ)参照）。

そうすると、本件各資料は、いずれも本件表示の合理的な根拠を示す資料とはいえないものであるから、法7条2項により、本件表示は法5条1号に該当する不当表示とみなされることになる（第6・1・(2)・イ参照）。

(4) また、処分庁は、請求人に対し、法7条1項に基づく措置命令を予定しているとして、行政手続法13条1項2号に規定する弁明の機会の付与を行っていることが認められる。

(5) 以上によれば、請求人が法5条1号に該当する不当表示を行ったとして、処分庁が法7条1項の規定に基づいて行った本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものといえ、違法・不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第3・1のとおり主張する。

しかし、被害クレームを受けたか否かは、法5条の規定する不当表示の該当性には関係しない。また、処分庁に指摘された後に本件表示を改めたとしても、法5条の規定に違反していたという事実（不当表示）がなくなるものでもない。

なお、処分庁が本件処分の前日に確認したところでは、本件表示が全て改められていたわけではないことが認められる（別紙中別表のウェブページ「コルギについて」の表示内容⑬ないし⑭等）。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) 請求人は、第3・2のとおり主張する。

しかし、故意に不当表示をしたか否かは、法5条の規定する不当表示の要件ではない。

また、既に示したとおり、商品・サービスの効果、性能の著しい優良性を示す表示を行う事業者は、当該表示内容を裏付ける合理的な根拠をあらかじめ有しているべきであるとされているから（第6・1・(2)・エ・(ア)）、「先生」等の表現をそのまま信じたからといって、法5条の規定する不当表示の要件が欠けることにはならないし、さらに、処分庁側に専門家等の論文等による根拠が必要となるものでもない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(3) 請求人は、第3・3のとおり主張する。

しかし、本件処分の内容は、別紙のとおりであって、消費者庁長官や他県知事が行った法7条1項に基づく処分と同等のものであり、特に厳しい処分とはいえないし、また、請求人に対して差別的に処分を行ったことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）